

令和6年度重点事業について
令和6年度当初予算の概要

資料2

【総 額】	① 17,558,702千円(障害者福祉推進課) ② 51,071,737千円(障害福祉事業課) 合計68,630,439千円(前年度当初比5,744,075千円 9.1%増)	政策経費の推移 (人件費、社会保障費 (義務的経費)を除いた額)	・令和 3年度 2,464,700千円(2課合計) ・令和 4年度 5,245,018千円(2課合計) ・令和 5年度 2,399,033千円(2課合計) ・令和 6年度 4,293,284千円(2課合計)
	うち社会保障費 ① 16,432,184千円(障害者福祉推進課) ② 47,609,061千円(障害福祉事業課) 合計64,041,245千円(前年度当初比3,796,084千円 6.3%増)		865,762千円(障害者福祉推進課) 3,427,522千円(障害福祉事業課)

主要施策	取組の方向性(八次)	数値目標(八次)	事業名等	事業概要	R4年度決算額(千円)	R5年度当初予算額(千円)	R6年度当初予算額(千円)	説明
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(3)－①	4－8障害児等療育支援事業実施箇所数	障害児等療育支援事業	障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上、地域生活における療育・相談支援体制の充実を図る。	90,778	99,000	99,000	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(3)－②		発達障害児者及び家族支援体制整備事業	発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行う。	1,224	1,224	1,224	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(4)－①、②、⑥		医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等の地域での受入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。	14,465	20,700	20,700	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実			障害児施設県単措置費・障害児施設給付費県単加算費	児童福祉法に基づき、知事が施設に障害児を入所措置した場合及び知事が入所給付決定した保護者が障害児入所支援を受けた場合に児童の処遇、施設の運営に要する経費及び入所支援に要した費用について、国の基準に加算して支弁する。	151,975	180,000	152,000	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(4)－③、⑥		医療型短期入所事業所開設支援事業	病院、診療所又は介護老人保健施設が医療型短期入所事業を開始するにあたり必要となる備品の整備費用を助成する。また、医療型短期入所事業所を開設する医療法人等の掘り起こしや開設予定の事業所に対する研修を委託により実施し、医療的ケア児(者)等を受け入れることができる短期入所事業所を増やすことにより、在宅で介護を行う家族の負担を軽減する。	—	16,000	16,000	令和5年度新規事業